

議案第 38 号

山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成 27 年 2 月 20 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年山陽小野田市条例第
11 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項を削る。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 8 号参考資料

山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(督促)</p> <p>第 6 条 納期限を過ぎて保険料を納付しない者があるときは、市長は納期限後 2 0 日以内に督促状を発しなければならない。ただし、広域連合条例第 1 6 条第 1 項の規定による保険料徴収猶予の場合を除く。</p> <p>2 前項の督促状に指定すべき納期の期限は、発付の日から起算して 1 0 日以上を経過した日とする。</p> <p>3 督促状を発したときは、1 通につき 1 0 0 円の手数料を徴収する。</p>	<p>(督促)</p> <p>第 6 条 納期限を過ぎて保険料を納付しない者があるときは、市長は納期限後 2 0 日以内に督促状を発しなければならない。ただし、広域連合条例第 1 6 条第 1 項の規定による保険料徴収猶予の場合を除く。</p> <p>2 前項の督促状に指定すべき納期の期限は、発付の日から起算して 1 0 日以上を経過した日とする。</p> <p>3 督促状を発したときは、1 通につき 1 0 0 円の手数料を徴収する。</p> <p><u>4 前項に規定する手数料は、納期を過ぎた保険料と同時に徴収する。</u></p>